

## 職員の事故等にかかる処分規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、事故等を起こした職員に対する処分の基準を定め、千曲市社会福祉協議会職員就業規則第42条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (事故等の報告)

第2条 職員は、交通事故又は法令違反、業務中における事故（以下「事故等」という。）をしたときは、すみやかに次に掲げる事故報告書により施設長を通じて会長に報告しなければならない。

(1) 交通事故、法令違反については事故等報告書（別記様式第1 - ①号）

(2) 児童厚生施設については児童施設事故報告書（別記様式第1 - ②号）

(3) 前号以外の施設等については福祉サービス業務事故報告書（別記様式第1 - ③号）

2 業務中において事故等を起こした職員及びその施設長は、問題が解決するまでの間、相手方と誠意を持って対応するものとし、その経過を交渉記録報告書（別記様式第2号）により会長に報告しなければならない。

### (処分の基準)

第3条 会長は、職員が事故等を起こしたときは、就業規則第42条及び千曲市職員の交通事故等の報告及庁用車の運転規制その他の措置に関する規程に準じて処分を行うものとする。

### (共同責任)

第4条 事故等を黙認した職員についても勘案して処分を行うものとする。

### (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、職員の処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(H19.4 改正第 2 号)

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。